

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人真喜屋実男の上告趣意のうち、憲法三九条違反をいう点は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律二五条一項、二六条二項、二七条、二八条が遡及処罰を規定した趣旨のものでないことがきわめて明らかであるから、右違憲の所論はその前提を欠き、憲法一四条違反をいう点は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する右各条項の規定が憲法一四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和四七年（あ）第二六一三号同四八年九月一二日大法廷判決・刑集二七巻八号一三七九頁、昭和四八年（あ）第一七二八号同四九年五月三〇日第二小法廷判決・裁判集刑事一九二号五五三頁参照）の趣旨のとおりであるから、右違憲の所論は理由がなく、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年七月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	坂	本	吉	勝	
裁判官	高	辻	正	己	